

# 第65回 定時株主総会 招集ご通知

2025年4月1日▶2026年3月31日

## 開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

## 開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2

THE MARK GRAND HOTEL

3階 SAKURAホール

※末尾の「第65回定時株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。

## 議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

## 株主の皆さまへのお知らせ

- ・当日のご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 目次

第65回定時株主総会招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

株式会社エンプラス

証券コード：6961

証券コード 6961  
2026年6月4日

株 主 各 位

埼玉県川口市並木二丁目30番1号

**株式会社エンプラス**

代表取締役社長 横田大輔

## 第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.enplas.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「各種資料」「株主総会・電子公告」を順に選択いただき、ご確認ください。）



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エンプラス」または「コード」に当社証券コード「6961」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6961/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### [書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2  
THE MARK GRAND HOTEL  
3階 SAKURAホール
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

---

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、次の事項につきましては、法令並びに当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 会社の新株予約権等に関する事項
- ② 会計監査人に関する事項
- ③ 業務の適正を確保する体制
- ④ 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要
- ⑤ 会社の支配に関する基本方針
- ⑥ 連結株主資本等変動計算書と株主資本等変動計算書
- ⑦ 連結計算書類の連結注記表
- ⑧ 計算書類の個別注記表

「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保する体制」、「業務の適正を確保する体制の運用状況の概要」及び「会社の支配に関する基本方針」は、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として、併せて監査を受けております。

また、「連結株主資本等変動計算書と株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、併せて監査を受けております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日(金曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時30分)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

株式会社エンプラス 御中

××××年 ×月××日

株式会社エンプラス

スマートフォン用  
議決権行使書  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

株式会社エンプラス

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

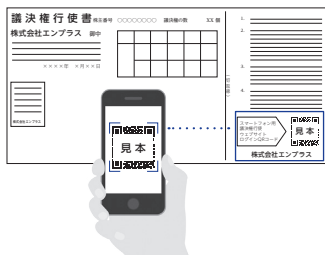
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

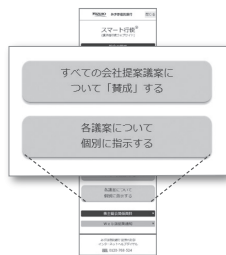
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

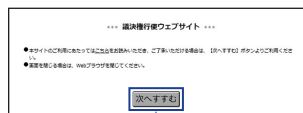
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

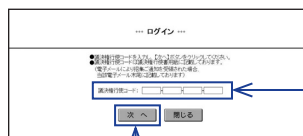
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

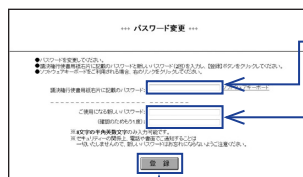
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、研究開発機能および事業運営に係るオフィス機能を集約した拠点の整備を進めております。これにより、お客様の課題抽出から課題解決に向けた価値提案までを一体的に行う体制を構築し、意思決定および事業推進のスピードを一層高める中核拠点といたします。これに伴い、当社の本店所在地を移転させることから、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものであります。

なお、本変更の効力発生日は、2026年10月1日といたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第3条 当社は、本店を埼玉県 <u>川口市</u> に置く。	第3条 当社は、本店を埼玉県 <u>さいたま市</u> に置く。
第4条～第37条（条文省略）	第4条～第37条（現行どおり）
<新 設>	<u>（附則）</u> <u>第3条（本店の所在地）の変更は、2026年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は第3条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決定に際しては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会（議長は社外取締役、委員の過半数は社外取締役）にて審議・答申を経て、取締役会が決定しております。

また、本議案に係る取締役（監査等委員である者を除く。）候補者については、監査等委員会における審議の結果、当社の取締役（監査等委員である者を除く。）として適任であるとの旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の地位と役員在任年数	候補者属性	取締役会出席回数
1	よこ 横  た 田  だい 大  すけ 輔	男性	代表取締役社長 23年	再任	13/13 回
2	しい 椎  な 名  あきら 聡	男性	取締役 兼 専務経営執行役員 1年	再任	11/11 回
3	ふじ 藤  た 田  しげ 慈  や 也	男性	取締役 兼 経営執行役員 7年	再任	13/13 回
4	あか 赤  つか 塚  たか 孝  え 江	女性	社外取締役 2年	再任 社外 独立	12/13 回

候補者  
番号

1 <sup>よこ</sup> <sup>た</sup> <sup>だい</sup> <sup>すけ</sup>  
横田大輔

再任

生年月日：1967年11月4日（満58歳） 性別：男性

所有する当社株式の数：1,404,417株

取締役会出席回数：13回／13回（100%）

取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって23年

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1993年8月 当社入社

2000年4月 ENPLAS (U.S.A.), INC.代表取締役社長

2003年6月 当社取締役

2004年4月 当社取締役エンプラ事業部長

2006年4月 当社常務取締役事業本部長(兼)オプトプランクス事業部長

2007年4月 当社常務取締役事業本部長

2008年4月 当社代表取締役社長に就任、現在に至る

2025年4月 株式会社アスレチックガーデンゴルフ倶楽部  
代表取締役に就任、現在に至る

### 取締役候補者 とした理由

候補者は、代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップを発揮し当社グループの経営を担ってまいりました。

当社は、候補者のグローバルな実績と経営全般における豊富な見識及び経験を評価し、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

候補者  
番号

## 2 しい な あきら 椎名 聡

再任

生年月日：1963年8月21日（満62歳） 性別：男性

所有する当社株式の数：3,500株

取締役会出席回数：11回／11回（100%）

取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって1年

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2003年3月	当社入社	2019年4月	QMS株式会社 代表取締役社長
2006年4月	当社事業本部 エンプラ事業部 営業部 部門長	2022年4月	当社執行役員 インダストリー事業本部 事業副 本部長（兼）QMS株式会社取締役会長
2009年4月	当社営業本部 第三営業部 部門長	2023年4月	当社執行役員 Energy Saving Solutionカンパ ニー プレジデント
2010年4月	当社営業本部 営業第一部 部門長	2024年4月	当社経営執行役員 Energy Saving Solutionカ ンパニー プレジデント
2011年4月	当社事業本部 グローバル電子機器事業グルー プ 部門長	2025年4月	当社専務経営執行役員 事業本部 事業本部長
2012年4月	Enplas Precision (Thailand) Co., Ltd. Managing Director	2025年6月	当社取締役（兼）専務経営執行役員 事業本部 事業本部長
2016年4月	当社LJO事業グループ 部門長	2026年4月	当社取締役（兼）専務経営執行役員 財務経理 本部 本部長（兼）管理本部 管掌に就任、現 在に至る
2017年4月	QMS株式会社 取締役		
2018年4月	QMS株式会社 取締役（兼）執行役員		

### 取締役候補者 とした理由

候補者は、当社の基幹事業であるエンプラ事業の営業部門において、長く顧客との関係構築に携わり、実績を上げてきました。その後、当社のエンプラ事業の基幹工場である Enplas Precision (Thailand) Co., Ltd.の拠点責任者やQMS株式会社の代表取締役社長、Energy Saving Solutionカンパニーのプレジデントを歴任し、それぞれの事業成長に貢献してきました。同氏の知識と経験を当社グループの経営の監督に活かすべく、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

3 藤田慈也

再任

生年月日：1972年12月24日（満53歳） 性別：男性

所有する当社株式の数：10,600株

取締役会出席回数：13回／13回（100%）

取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって7年

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2003年3月	当社入社	2019年4月	当社執行役員 事業本部 MSD事業部 事業部長
2009年4月	ENPLAS (U.S.A.), INC. Vice President	2019年6月	当社取締役(兼)経営執行役員 コーポレートセンター センター長
2013年4月	当社経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長	2020年4月	当社取締役(兼)経営執行役員 経営企画本部 本部長
2014年4月	当社執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター センター長	2022年4月	当社取締役(兼)経営執行役員 コーポレート本部 本部長
2015年4月	当社執行役員 経営企画管理本部 グループフィナンシャルオフィス 部門長	2023年4月	当社取締役(兼)経営執行役員 財務経理本部 本部長
2017年4月	当社執行役員 経営企画管理本部 コーポレートセンター 部門長	2025年4月	当社取締役(兼)経営執行役員 コーポレート管理本部 本部長
		2026年4月	当社取締役(兼)経営執行役員 経営企画管理本部 本部長に就任、現在に至る

### 取締役候補者 とした理由

候補者は、当社子会社であるENPLAS (U.S.A.), INC. Vice President、当社MSD事業部長、経営企画本部長、及び財務経理本部長等の要職を歴任し、同氏の知識や経験を当社グループの経営の監督に活かすべく、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

候補者  
番号

# 4 あか つか たか え 赤塚孝江

再任 社外 独立

生年月日：1970年3月19日（満56歳） 性別：女性

取締役会出席回数：12回／13回（92%）

所有する当社株式の数：0株

社外取締役在任年数：本定時株主総会終結の時をもって2年

## 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2000年10月	プライスウォーターハウスクーパース税務事務所（現 PwC税理士法人）入所	2016年8月	税理士法人フェアコンサルティング 国際税務部門シニアマネージャー
2004年4月	公認会計士登録	2022年2月	プレミア国際税務事務所 代表に就任、現在に至る
2006年7月	日興シティグループ証券株式会社（現 シティグループ証券株式会社）	2023年6月	レオン自動機株式会社 社外取締役に就任、現在に至る
2008年5月	デロイトトーマツFAS株式会社（現 合同会社デロイトトーマツ）	2023年6月	アツギ株式会社 社外監査役に就任、現在に至る
2010年2月	税理士登録	2024年6月	当社社外取締役に就任、現在に至る
2010年10月	日本コカ・コーラ株式会社 経営戦略本部事業戦略推進部部长	2025年3月	株式会社やまびこ 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

候補者は、公認会計士及び税理士として、特に国際取引に係る税務・会計に関する高い専門性を有するとともに、税務・会計以外の分野においても、コーポレートファイナンスやクロスボーダーM&A、グローバル事業戦略の業務に深く携わってきたことから、企業経営に関する幅広い知見と経験を有しております。当該知見を活かして当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことに加え、独立した立場から経営の監視・監督機能を発揮していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 取締役候補者横田大輔氏は、株式会社アスレチックガーデンゴルフ倶楽部の代表取締役を兼務し、当社は同社との間にゴルフ場利用等の取引があります。なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 赤塚孝江氏は、取締役（監査等委員である者を除く。）かつ社外取締役候補者であります。
3. 当社は、赤塚孝江氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額としており、赤塚孝江氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、同様の契約を継続する予定です。
4. 当社は、取締役（監査等委員である者を除く。）全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、候補者各氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、候補者各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役（監査等委員である者を除く。）がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、被保険者の任期中である2026年5月1日に当該保険契約を更新しており、候補者各氏が取締役（監査等委員である者を除く。）に就任した場合には、その任期中で当該保険契約を同内容で更新する予定です。
5. 当社は、赤塚孝江氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<ご参考>

スキルマトリクス

《当社が取締役及び執行役員に特に期待する分野（第2号議案ご承認後）》

取締役	グローバル 経営	サステナビリティ	財務・会計	法務・ リスク管理・ ガバナンス	イノベーション 技術開発	生産・SCM	マーケティング 事業開発	人材戦略 企業文化
横田 大輔	●				●	●	●	●
椎名 聡	●		●		●		●	
藤田 慈也		●	●	●				●
赤塚 孝江*	●		●				●	
井植 敏雅*	●		●	●			●	
久田 眞佐男*	●	●	●	●				
天羽 稔*	●				●	●	●	
杵沢 茂雄					●		●	●

\*当社は、赤塚孝江氏、井植敏雅氏、久田眞佐男氏、天羽稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

執行役員	グローバル 経営	サステナビリティ	財務・会計	法務・ リスク管理・ ガバナンス	イノベーション 技術開発	生産・SCM	マーケティング 事業開発	人材戦略 企業文化
杉淵 幹太	●				●		●	
酒井 啓至					●		●	
踏澤 泰				●	●	●		
小宮 秀行	●	●				●		
横山 和明					●	●	●	
村上 亨		●		●				●
村野 武士							●	
森戸 健一					●		●	
安田 薫		●	●					
森岡 心平					●		●	
宮坂 章司		●		●		●		●

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国経済の停滞や米国の通商政策の影響はみられるものの、AI需要の拡大に伴う生産や設備投資の増加を背景に、緩やかな回復が続いております。一方、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の高騰が世界経済の下振れリスクとして懸念されております。米国においては、AI関連設備投資への意欲は旺盛であるものの、インフレ圧力の高まりや雇用環境の軟化を背景に個人消費は力強さを欠いており、景気の先行きに不透明感が増しております。中国においては、個人消費や不動産市況の低迷、対中直接投資の減少による景気減速が継続しております。わが国経済は、米国向け輸出が持ち直しつつある中、企業の設備投資の堅調さや雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復が継続しております。

このような状況の中、当社グループは、AIの社会実装に向けた、より良い明日を創ることに貢献するために中期経営計画を策定し、「ソリューションプロバイダーとして顧客価値を創出する」を中期経営方針として掲げ、事業領域の拡大と、ニッチトップによる付加価値の向上に取り組んでおります。当社グループの事業活動を通じて、あらゆる産業が抱えている様々な課題の解決に繋がるソリューションを提供する事で、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。また、不連続な変化が続く時代において、持続的な成長を実現するために、成長領域に経営資源を集中し、当社グループの重要な経営基盤である人材への投資を積極的に進めてまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は42,540百万円（前期比11.7%増）となり、営業利益は6,164百万円（前期比16.6%増）、経常利益は6,482百万円（前期比19.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5,233百万円（前期比32.7%増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 「Semiconductor事業」

各種ICテスト用ソケット、バーンインソケットは、サーバー用途、自動車用途およびモバイル用途の需要が大幅に増加し、売上高は好調に推移しました。当社が注力しているサーバー用途や自動車用途の需要は中期的には増加傾向が続くと想定し、特にAI用サーバー向けソケットは大手GPUメーカーに加えて、ハイパースケーラー向けのASIC関連が増加する見通しです。さらに競争力を高めるためのソリューション開発を積極的に進めており、また将来の成長に向けたテスト用ソケットの技術開発および事業拡大にも注力してまいります。この結果、当連結会計年度の売上高は23,603百万円（前期比46.4%増）、セグメント営業利益は4,974百万円（前期比225.2%増）となりました。

#### 「Life Science事業」

遺伝子検査用製品は、米国のライフサイエンス市場の低迷による顧客の在庫調整の影響で低調に推移したものの、一部量産品の生産終了に伴う一時的な販売増加により売上高は増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は3,083百万円（前期比1.0%増）、セグメント営業利益は432百万円（前期比4.5%減）となりました。

#### 「Digital Communication事業」

光通信関連の光学デバイスは、A I用途等のハイエンド領域における次世代製品の量産は開始したものの、既存製品の大幅減少や新規製品の立ち上げ遅れにより、売上高は低調に推移しました。今後の通信の高速化と市場拡大に向けた次世代製品の開発を進めております。LED用拡散レンズは、液晶テレビ市場の停滞を受け、売上高は低調に推移しました。今後も当社のコア技術である光束制御を軸として、顧客に最適なソリューションを提供してまいります。この結果、当連結会計年度の売上高は1,652百万円（前期比66.2%減）、セグメント営業損失は284百万円（前期は2,484百万円のセグメント営業利益）となりました。

#### 「Energy Saving Solution事業」

自動車用部品は、自動車市場が好調に推移する中で当社が注力する低騒音・高効率ギヤソリューションビジネスの拡販により売上高は堅調に推移しました。一方、プリンター用部品は需要の反動減により売上高は低調に推移しました。今後も当社が注力する自動車の電装化に対応したギヤソリューションビジネスを推進するとともに、新領域における新商材の開発に取り組んでまいります。この結果、当連結会計年度の売上高は14,201百万円（前期比1.4%増）、セグメント営業利益は1,041百万円（前期比26.9%増）となりました。

## (2)設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,491百万円であり、その主なものは、国内拠点での新社屋建設関係、新規金型の取得及び組立・加工用設備を主体とした機械装置等の増設等で4,683百万円、海外拠点での新規金型の取得及び成形設備を主体とした機械装置等の増設等で808百万円であります。

## (3)資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4)対処すべき課題

世界経済は、米国の通商政策の影響、不安定な国際情勢の長期化に伴う資源価格への影響、部品調達環境への影響、為替変動など、外部環境の不確実性が高まっており、先行き不透明な状況が続いております。

半導体市場においては、A I 関連需要の拡大に伴い、当社が注力しているサーバー用途の需要は中期的には増加傾向が続くと想定し、特にA I 用サーバー向けソケットは大手GPUメーカーに加えて、ハイパースケーラー向けのA S I C関連が増加する見通しです。ライフサイエンス市場においては、遺伝子検査需要の拡大に伴い中長期的には成長すると予想しております。光通信関連市場においては、データセンター向け需要の拡大に伴い、当社が注力する光トランシーバー用レンズやレンズコネクタ関連製品を中心に、中期的に新規顧客、新規製品の増加傾向が続くと予想しております。自動車市場においては、当社が注力する低騒音・高効率ギヤソリューションビジネスを中心に中期的に増加傾向が続くと予想しております。

このような状況の中、当社グループは、A I の社会実装に向けた、より良い明日を創出ことに貢献するために中期経営計画を策定し、「ソリューションプロバイダーとして顧客価値を創出する」を中期経営方針として掲げ、事業領域の拡大と、ニッチトップによる付加価値の向上に取り組んでおります。当社グループの事業活動を通じて、あらゆる産業が抱えている様々な課題の解決に繋がるソリューションを提供する事で、持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めてまいります。また、不連続な変化が続く時代において、持続的な成長を実現するために、成長領域に経営資源を集中し、当社グループの重要な経営基盤である人材への投資を積極的に進めてまいります。

当社グループは持続的な成長の実現のために以下の施策に重点的に取り組んでまいります。

- ① Semiconductor事業の成長と事業ポートフォリオの分散  
成長市場である半導体市場の事業機会を確実に収益化すると共に、Semiconductor事業への偏重を避けるべくポートフォリオを広げる投資を加速してまいります。
- ② イノベーションセンターによる顧客価値の創出  
イノベーションセンターにて顧客の困りごと・アイデアを引き出し、需要の掘り起こしを行い、試作・検証・評価までを一体で提供することで顧客価値を創出し、変化に強い事業を創出してまいります。
- ③ 各事業の成長と事業領域の拡大  
A I の社会実装に向けた事業機会を最大限に獲得するために各事業が事業領域を広げ、ビジネスユニットを細分化し、それぞれがニッチトップ・高付加価値化を目指してまいります。
- ④ 成長分野への投資と投資回収の徹底  
先行投資の成果を着実に収益化し、フリーキャッシュフローの最大化を図ると共に、成長領域へ経営資源を集中してまいります。また、事業成長の加速、顧客価値創出、高付加価値経営を実現する人材への積極投資を継続してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5)財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期
	(2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで)	(2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)	(2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)	(2025年 4月 1日から 2026年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	42,240	37,805	38,069	42,540
経 常 利 益 (百万円)	8,785	5,263	5,446	6,482
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,621	3,443	3,943	5,233
1株当たり当期純利益	523円94銭	390円14銭	446円47銭	587円90銭
総 資 産 (百万円)	54,599	60,028	62,775	71,047
純 資 産 (百万円)	47,307	52,667	56,216	62,571

### ②事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期
	(2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで)	(2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)	(2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)	(2025年 4月 1日から 2026年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	8,089	10,322	10,531	6,495
経 常 利 益 (百万円)	2,794	9,173	3,245	3,807
当 期 純 利 益 (百万円)	1,699	8,250	2,773	3,314
1株当たり当期純利益	192円64銭	934円73銭	313円94銭	372円31銭
総 資 産 (百万円)	31,524	40,173	42,255	46,147
純 資 産 (百万円)	29,750	37,756	40,234	43,712

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

**(6)重要な子会社の状況**

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Q M S 株 式 会 社	50 百万円	100.0%	Semiconductor事業、Life Science事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売
株式会社エンプラス半導体機器	310 百万円	100.0%	Semiconductor事業製品の製造・販売
株式会社エンプラス研究所	45 百万円	100.0%	研究開発全般
ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.	2,382 千米ドル	100.0%	Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング
ENPLAS (U.S.A.), INC.	4,000 千米ドル	100.0%	Energy Saving Solution事業製品の製造・販売及びLife Science事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.	2,000 千米ドル	100.0%	Semiconductor事業及びDigital Communication事業製品の販売及び技術サービス
ENPLAS PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.	4,000 千マレーシアリングgit	100.0%	Semiconductor事業の技術サービス及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売
ENPLAS PRECISION (THAILAND) CO., LTD.	100,000 千タイバーツ	100.0%	Energy Saving Solution事業製品の製造・販売
ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.	18,311 千人民元	100.0%	Digital Communication事業製品の情報収集及びマーケティング、Energy Saving Solution事業製品の販売

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION	21,120 千ニュー台湾ドル	95.0%	Semiconductor事業製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング
ENPLAS(VIETNAM) CO., LTD.	1,522 千米ドル	100.0%	Semiconductor事業、Digital Communication事業及びEnergy Saving Solution事業製品の製造・販売
GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD.	18,919 千人民元	100.0%	Energy Saving Solution事業製品の製造・販売
PT.ENPLAS INDONESIA	2,000 千米ドル	100.0%	Energy Saving Solution事業製品の製造・販売
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.	13,000 千米ドル	100.0%	Semiconductor事業製品の製造・販売ならびに情報収集及びマーケティング
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.	200 千米ドル	100.0%	Semiconductor事業製品の製造・販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS(EUROPE) LTD.	500 千米ドル	100.0%	欧州地域の統括、Semiconductor事業及びLife Science事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS(DEUTSCHLAND) GMBH.	25 千ユーロ	100.0%	Semiconductor事業及びEnergy Saving Solution事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS(ITALIA) S.R.L.	20 千ユーロ	100.0%	Semiconductor事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ENPLAS(ISRAEL) LTD.	100 千シェケル	100.0%	Semiconductor事業及びDigital Communication事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング
ENPLAS AMERICA, INC.	1,000 千米ドル	100.0%	北米地域の統括
ENPLAS LIFE TECH, INC.	100 米ドル	100.0%	Life Science事業製品の製造・販売
ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD.	6,994 千人民元	95.0%	Semiconductor事業製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング

- (注) 1. ENPLAS PRECISION(MALAYSIA) SDN. BHD.に対する議決権比率には、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分70.0%を含めております。
2. ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.に対する議決権比率には、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分10.0%を含めております。
3. ENPLAS(VIETNAM) CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分であります。
4. GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-TECH (SINGAPORE) PTE. LTD.の保有分80.0%及びENPLAS (U.S.A.), INC.の保有分20.0%であります。
5. 株式会社エンプラス半導体機器ならびにENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.に対する議決権比率は、ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.の保有分であります。
6. ENPLAS (U.S.A.), INC.、ENPLAS TECH SOLUTIONS, INC.、ならびにENPLAS LIFE TECH, INC.に対する議決権比率は、ENPLAS AMERICA, INC.の保有分であります。
7. ENPLAS(DEUTSCHLAND) GMBH.、ENPLAS(ITALIA) S.R.L.ならびにENPLAS(ISRAEL) LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS(EUROPE) LTD.の保有分であります。
8. ENPLAS NICHING SUZHOU CO., LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATIONの保有分であります。

## (7)主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (8)主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、市場や用途別のセグメントから構成されており、「Semiconductor事業」、「Life Science事業」、「Digital Communication事業」、「Energy Saving Solution事業」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する製品は以下のとおりであります。

セグメント	製品内容
Semiconductor事業	各種 I Cテスト用ソケット、バーンインソケット
Life Science事業	ライフサイエンス関連製品
Digital Communication事業	光通信デバイス、LED用拡散レンズ
Energy Saving Solution事業	自動車機器、OA、計器、住宅機器

(9)主要拠点等 (2026年3月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
グローバル本社	東京都千代田区
本社	埼玉県川口市
鹿沼工場	栃木県鹿沼市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
京都共創センター	京都府京都市

②子会社

名 称	所 在 地
QMS株式会社	埼玉県川口市
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.	シンガポール
ENPLAS AMERICA, INC.	米国ニューヨーク州
ENPLAS (U.S.A.), INC.	米国ジョージア州
他 18社	

(10)従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業部門等の名称	従業員数(名)	
Semiconductor事業	322	(29)
Life Science事業	32	(27)
Digital Communication事業	126	(10)
Energy Saving Solution事業	628	(55)
研究開発	62	(4)
全社(共通)	201	(16)
合 計	1,371	(141)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業部門等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 62,400,000株

(2)発行済株式の総数 9,732,897株

(注) 発行済株式総数には701,185株の自己株式を含んでおります。

(3)株主数 2,821名

### (4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
横田大輔	1,404千株	15.54%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	992千株	10.99%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	559千株	6.19%
株式会社みずほ銀行	434千株	4.81%
株式会社埼玉りそな銀行	432千株	4.78%
横田誠	418千株	4.63%
公益財団法人エンプラス横田教育振興財団	300千株	3.32%
MORGAN STANLEY & CO. LLC	289千株	3.21%
INTERACTIVE BROKERS LLC	281千株	3.11%
J P JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	198千株	2.19%

(注) 1. 当社は、自己株式を701,185株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式の種類及び数	交付された役員の員数
取締役 (監査等委員である者及び社外取締役を除く。)	2,400株	3名
社外取締役 (監査等委員である者を除く。)	0株	0名
監査等委員である取締役	0株	0名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項(2)取締役の報酬等」に記載しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2022年6月27日
新株予約権の数	35個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の1個当たり払込金額	73,700円
新株予約権行使時の1株当たり出資される財産の価値	3,353円
権利行使期間	2025年6月28日から 2027年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1
保有状況	取締役(社外取締役を除く。) 2名 35個

- (注) 1. 新株予約権行使の条件  
新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社グループ会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれかの地位にあることを要します。
2. 取締役2名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1)取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横田大輔	株式会社アスレチックガーデンゴルフ倶楽部 代表取締役
取締役兼専務経営執行役員	椎名聡	事業本部 事業本部長
取締役兼経営執行役員	藤田慈也	コーポレート管理本部 本部長
取締役	赤塚孝江	プレミア国際税務事務所 代表、 レオン自動機株式会社 社外取締役、 アツギ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	井植敏雅	株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役、 株式会社西島製作所 社外取締役、 亀田製菓株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	久田眞佐男	株式会社日立ハイテク 名誉相談役
取締役 (監査等委員)	天羽稔	大塚化学株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員・常勤)	沓沢茂雄	

- (注) 1. 取締役 赤塚孝江氏、井植敏雅氏、久田眞佐男氏及び天羽稔氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 赤塚孝江氏、井植敏雅氏、久田眞佐男氏及び天羽稔氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、沓沢茂雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (2)取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア 方針の決定の方法

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が議長を務める指名・報酬諮問委員会での審議を経て、取締役会において、取締役（監査等委員である者を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

#### イ 決定方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

#### 1. 基本方針

##### (1)原則

各々の取締役が担う役割・責任・成果に応じた報酬体系とし、公平性・客観性を確保いたします。取締役規定及び執行役員規定等の社内規定や役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守いたします。

##### (2)業務執行取締役の報酬体系

当社グループの経営環境や業績を反映した報酬体系とし、業績向上に向けたインセンティブを強化するため、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬とは別に、経営執行役員の報酬の一部として業績連動報酬（賞与）を支給いたします。中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬及び業績連動報酬（賞与）とは別に、譲渡制限付株式報酬を付与いたします。中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別に、ストックオプション報酬として新株予約権を付与することがあります。

##### (3)社外取締役の報酬体系

社外取締役の報酬体系は、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬のみといたします。

#### 2. 固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、指名・報酬諮問委員会での個別報酬の審議、取締役会への答申及び取締役会の決議により決定いたします。各取締役の報酬は、市場、役位、過去の取締役としての経験及びキャリア等を総合的に検討し調整することがあります。支給の時期は、毎月一定の時期といたします。

#### 3. 業績連動報酬に関する方針

中長期インセンティブとして、経営執行役員を兼務する業務執行取締役に対し、執行役員部分の報酬の一部として、業績連動型報酬を支給します。業績連動型報酬は、賞与から構成されます。

賞与は、連結売上高営業利益率及び連結ROEをベースとし、取締役部分の報酬と執行役員部分の報酬とを合算した額が株主総会で決議された報酬総額の限度内で、代表取締役が案を作成し、指名・報酬諮問委員会での個別報酬の審議、取締役会への答申及び取締役会の決議により決定いたします。支給の時期は、毎年一定の時期とします。

#### 4. 非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限付株式報酬の付与対象者は当社の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）、経営執行役員、執行役員その他の一部従業員及び国内グループ会社の取締役とします。当社は指名・報酬諮問委員会の審議、取締役会への答申および取締役会決議を経て、付与対象者に対して、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当を行います。付与対象者は、取締役会決議に基づき、当社から付与された金銭報酬債権及び金銭債権の全部を現物出資財産として給付し、譲渡制限付株式の発行または処分を受けるものとします。

ストックオプション報酬の付与対象者は当社及び当社グループ会社の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）、経営執行役員、執行役員及び従業員とし、指名・報酬諮問委員会の審議、取締役会への答申及び取締役会決議を経て、ストックオプション（新株予約権）の割当てを行います。他の諸条件については、発行要項及び新株予約権割当契約に関する申込書兼同意書において決定いたします。

#### 5. 報酬等の割合に関する決定方針

役員報酬は固定報酬のみですが、経営執行役員を兼務する場合は執行役員の報酬として月例給与、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬を支給しております。固定報酬及び月例給与と業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の報酬構成割合は、概ね固定報酬及び月例給与60%、業績連動報酬30%、譲渡制限付株式報酬及びストックオプション報酬10%となるように設定しております。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第54回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）について年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査等委員である取締役について年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は2名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

また、2021年6月23日開催の第60回定時株主総会において、上記の金銭報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年7,500株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である者及び社外取締役を除く。）の員数は2名であります。

#### ③当事業年度に係る取締役及び個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、その答申を尊重して取締役会において決定しています。このことから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	226 (7)	128 (7)	84 (-)	13 (-)	5 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	81 (54)	81 (54)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	307 (61)	209 (61)	84 (-)	13 (-)	9 (4)

- (注) 1. 上表には、2025年6月26日開催の第64回株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
2. 対象となる役員の員数には無報酬の役員を含めておりません。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含めておりません。
4. 当社の業績連動報酬等は、賞与から構成されております。賞与にかかる業績指数は連結売上高営業利益率及び連結ROEであり、その実績は14.5%及び8.9%であります。当該指標を選択した理由は、当社グループの経営環境や業績を反映できるからであります。当社の賞与にかかる業績連動報酬は、基準額に対し連結売上高営業利益率及び連結ROEの増減に応じた一定の比率を乗じたものに、業務執行状況の評価に応じて30%の範囲内で加減算したもので算定されております。
5. 非金銭報酬等の内容は、ストックオプションとしての新株予約権及び譲渡制限付株式報酬であり、割当ての際の条件等は「④ 4.非金銭報酬等に関する方針」とおりであります。

(3)社外取締役にに関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 赤塚孝江氏は、プレミア国際税務事務所 代表、レオン自動機株式会社 社外取締役及びアツギ株式会社 社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役 井植敏雅氏は、株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役、株式会社西島製作所 社外取締役、及び亀田製菓株式会社 社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役 久田眞佐男氏は、株式会社日立ハイテク 名誉相談役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役 天羽稔氏は、大塚化学株式会社 社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

会社における地位	氏名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数
		社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要及び発言状況	
取締役	赤塚孝江	12回/13回	—
		公認会計士及び税理士として、特に国際取引に係る税務・会計に関する高い専門性を有するとともに、コーポレートファイナンスやクロスボーダーM&A、グローバル事業戦略の業務に深く携わってきた経験に基づき、取締役会では主に企業経営について専門的な観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言に加え、独立した立場から経営の監視・監督機能を発揮し、適切な役割を果たしております。	
取締役 (監査等委員)	井植敏雅	13回/13回	11回/12回
		国内上場会社において代表取締役をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主に経営者の観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の議長を務めました。	
取締役 (監査等委員)	久田眞佐男	13回/13回	12回/12回
		国内上場会社において代表執行役をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主にESG・サステナビリティの観点から積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査等委員会の議長として主導的な役割を果たし、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めました。	
取締役 (監査等委員)	天羽稔	13回/13回	12回/12回
		米国上場会社の日本法人において代表取締役社長をはじめとする要職を歴任された経験に基づき、取締役会では主に企業経営について専門的な観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っており、適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な助言を行っております。	

#### (4)責任限定契約に関する事項

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、非業務執行取締役である赤塚孝江氏、井植敏雅氏、久田眞佐男氏、天羽稔氏、杳沢茂雄氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害が生じた場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・当該非業務執行取締役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、その責任が限定されるものとする。

#### (5)役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1)名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2)当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	52百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の主要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### (3)非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務(非監査業務)である、助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保する体制

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び管理体制を整備しております。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できることとしております。

② 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制：

損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定されるグループ全体のリスクに関し事前に察知し、未然に防ぐ施策及びリスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行うこととしております。

③ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関としてグループ全社レベルの経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行うこととしております。

④ 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラスグループ行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続することとしております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制：

当社が定める「グループ会社管理規定」及び当社と子会社との間で締結される経営管理契約において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社から当社への定期的な報告を義務づけるとともに、毎月、部門執行会議を開催し、子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社が経営執行会議において報告することを義務づけることとしております。

- ⑥その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けることとしております。

- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助するべき使用人に関する体制：

監査等委員会より合理的な理由に基づき監査業務の補助者（以下「補助使用人」といいます。）を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査等委員会は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

- ⑧補助使用人の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制：

監査等委員会の監査業務を補助するために指名された補助使用人は、監査等委員会からの監査業務に係る命令に関して、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令を受けないものとしております。また、当社は内部規定において、補助使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従い、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては監査等委員会の同意を得ることとしております。

- ⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制：

取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、法令あるいは定款に違反するまたはそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事項について、監査等委員に直接報告することを義務づけられております。常勤の監査等委員は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、ならびに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けることとしております。

- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制：

当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員に対して報告することを徹底しております。また、当社は、当社内部監査部門、法務部、総務部、リスク管理統括部門等が、当社監査等委員に対する報告を実施する等、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する体制を整備しております。更に、当社は、当社グループの内部通報制度の担当部署が、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査等委員に対して報告する体制を整備することとしております。

- ⑪監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：

当社は、当社グループの監査等委員会または監査等委員等へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。また、当社グループの「内部通報規定」においては、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記しております。

- ⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制：

監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。また、監査等委員会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受ける機会を保証することとしております。

- ⑬財務報告の信頼性を確保するための体制：

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進することとしております。

- ⑭当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項：

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、当該費用または債務を負担することとし、速やかにこれを処理することとしております。また、監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を雇用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。更に、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用などを確保するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

- ⑮反社会的勢力排除に向けた体制：

当社及びグループ会社は、「エンプラスグループ行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備することとしております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底することとしております。

## (2)業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築のための基本方針」に沿った当社グループの内部統制システムの当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」を定めており、取締役が必要に応じてこれらの情報を閲覧できる状況となっております。

### ②当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制：

当社は、損失の危険の管理への取組みとして、グループ全体のリスク管理について定める「総合リスク管理規定」を定めております。内部統制システムの有効性・実効性を含めた事業遂行上の重大なリスクに関する検証を行う、総合リスク管理委員会を年2回開催し、主要な参加者として取締役、常勤の監査等委員、執行役員が参加し、グループ全体のリスクを未然に防ぐ対応策について審議決定しております。

### ③当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：

当連結会計年度においては、業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした、本社レベルの経営執行会議を年2回開催し、主要な参加者として取締役、監査等委員、執行役員が参加しております。

また、グループ全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営戦略会議を年24回開催し、主要な参加者として取締役、常勤の監査等委員、執行役員が参加し、審議決定しております。

### ④当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：

当社は、「コンプライアンス規定」、「エンプラスグループ行動規範規定」、「内部通報規定」を定め、当社及び子会社のすべてに適用するとともに、当社の法務担当役員をチーフ・コンプライアンス・オフィサー、当社の主要部門または国内・海外子会社の責任者をローカル・コンプライアンス・オフィサー、及び法務部門を事務局とするコンプライアンス体制を整備しております。また、当社は、当社を含む国内・海外子会社を対象として、コンプライアンス会議を年1回以上開催するとともに、コンプライアンス点検を年1回実施し、当社グループのコンプライアンスの強化を図っております。

### ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制：

「グループ会社管理規定」に基づき、子会社は原則として毎月部門執行会議を開催し、提起された重要な問題については、子会社は経営戦略会議もしくは経営執行会議にて当社の取締役、監査等委員、執行役員へ報告を行っております。

- ⑥その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：  
当社及び子会社における重要事項については、各社で付議する前に、当社の経営戦略会議において審議の上、事前承認の可否を判断しております。
- ⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制：  
当連結会計年度においては、監査等委員会の補助使用人を1名配置し、監査業務遂行の補助を行っております。
- ⑧補助使用人の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性及び当社の監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制：  
監査等委員会の補助使用人は組織上も取締役（監査等委員である者を除く。）から独立しており、監査等委員会の指揮命令に従い、人事評価についても監査等委員会の同意を得ております。
- ⑨当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が当社の監査等委員に報告をするための体制とその他の監査等委員への報告に関する体制：  
また、常勤の監査等委員は、経営執行会議には年2回、経営戦略会議には年24回出席し、これらにおいて当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受け、必要に応じて他の監査等委員とその内容を共有しております。
- ⑩子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による当社の監査等委員への報告に関する体制：  
当社は、当社グループの役職員に対して、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、直ちに監査等委員に対して報告するよう徹底しております。なお、当連結会計年度において、重要な法令違反等に関わる内部通報案件はなく、内部通報の状況については監査等委員に対して報告されております。
- ⑪監査等委員会または監査等委員等へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制：  
当社は、「内部通報規定」において、通報をしたことによる解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記し周知しております。
- ⑫その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制：  
監査等委員会による各取締役及び重要な各使用人への個別ヒアリングを随時実施しております。また、代表取締役社長及び監査法人との意見交換も定期的を実施しております。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制：

当社は、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を定め、本規定に沿って適切に運用しております。

⑭当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項：

当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）に必要な費用については、監査等委員の請求に基づきすべて負担しております。

⑮反社会的勢力排除に向けた体制：

取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、ポスター掲示等による当社及び当社グループ役職員の啓発活動を実施しております。

### (3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全・堅実な経営により強固な財務体質を堅持するとともに、経営活動の成果を明確な形で株主の皆さまに還元することを基本方針とし、また、安定的配当の考え方も取り入れ、今期以降の業績予想を勘案して、配当の決定を行っております。

また、当社では自己資本利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を事業活動の成果を示す重要な経営指標と位置づけており、その維持・向上を図るため引き続き事業体質の改善に取組み、企業価値の向上を図ってまいります。

内部留保しております資金は、経営基本方針に則り、今後の事業展開を踏まえ、中長期的展望に立って生産設備投資、研究開発投資、情報化投資及び新事業創出のために積極的に振り向けるとともに、将来の収益力の向上を通じて株主の皆さまに還元できるものと考えております。

なお、当事業年度の期末配当金は、2026年5月29日開催の取締役会決議により、1株当たり45円とし、2026年6月5日を支払開始日とさせていただきます。既に2025年12月1日に1株当たり45円の間配当を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり90円となります。

## 7 会社の支配に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社株式は金融商品取引所に上場されており、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付提案であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。また、このような大量買付提案に応じるか否かは、当社の経営を誰に委ねるべきであるかという問題に密接に関連することから、最終的には株主の皆さまの意思によるべきであると考えております。

しかしながら、このような大量買付提案の中には、株主の皆さまによる最終的なご判断のために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆さまに対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、更には当社の経営に対して真摯に関与する意思が認められないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものも想定されます。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような不適切な大量買付提案及びこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

そこで当社は、2024年6月21日開催の第63回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認の下、2009年に導入し、これまで定時株主総会の決議による出席株主の皆さまの議決権の過半数のご賛成によりご承認を得てきました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新させていただきました。

本プランは、前述した不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆さまが当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆さまに対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉等を可能とすること等を目的としています。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社の使命は独創的アイデアを総合技術で価値ある製品に変え、より良い未来を支える事であり、その使命を果たすためには強靱な経営基盤をもとに、創造と挑戦を繰り返し、自ら変革し続ける必要がございます。当社は創業時から財務の安定性を重視し、パンデミックや災害など予測不可能な事象が発生しても事業継続できる体制を維持してまいりました。

当社経営の生命線は「新規性の追求」にあると考えており、「新規性の追求」を実践するた

めには、顧客との共同開発、秘密保持等、継続的な信頼関係の構築が重要であるという考えの下、当社は現在、中長期的な視野に立った成長計画に基づく積極的な事業基盤の拡大に取り組んでおります。

今後も将来の収益機会を確実に取り込み、継続的な成長を実現するための各種施策を実施してまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

#### (1) 本プランの手續

##### ① 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の(i)、(ii)または(iii)に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大量買付行為」といいます。）を対象としております。そして、大量買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行いまたは行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）は、本プランに定める手續（以下「大量買付ルール」といいます。）に従わなければならないものとします。

(i) 特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株券等<sup>3</sup>の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。）、

または

(iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>4</sup>を樹立するあらゆる行為<sup>5</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

<sup>1</sup>特定株主グループとは、

(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、

(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、

(iii)上記(i)または(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証

券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。) ならびに

(iv) 上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下、同じとします。

<sup>2</sup>議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)または(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株券等保有割合または株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下、同じとします。

<sup>3</sup>株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

<sup>4</sup>「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、別紙に定める共同協調行為等認定基準に従い行うものとします。

<sup>5</sup>本文3(1)①(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文3(1)①(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## ②買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為または大量買付行為の提案に先立ち、別途当社の定める書式により、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を含む書面(以下「買付意向表明書」といいます。)とともに、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を客観的に証明する書類を当社代表取締役へ提出していただきます。具体的には、買付意向表明書には、以下の(i)から(iii)の内容を記載していただきます。

なお、買付意向表明書をはじめ、大量買付者から当社に対して提出していただく書面は、すべて日本語によるものとします。

### (i)大量買付者の概要等

- a. 氏名または名称及び住所または所在地
- b. 設立準拠法
- c. 事業目的・事業の内容
- d. 代表者の役職及び氏名

e. 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）

f. 国内連絡先

g. 大量買付ルールを遵守する旨の誓約

(ii)大量買付者が現に保有する当社株式等の数及び買付意向表明書提出前60日間における大量買付者の当社株式等の取引状況

(iii)大量買付者が提案する大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社株式等の種類及び数、ならびに大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等<sup>6</sup>またはその他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

<sup>6</sup>金融商品取引法第27条の2第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に定義される「重要提案行為等」をいいます。

### ③必要情報の提供

当社代表取締役を買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主の皆さまのご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日<sup>7</sup>以内に、大量買付者から当初提供していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大量買付者に交付いたしますので、大量買付者は、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役提供していただきます。

また、本必要情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆さまのご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家の助言を得た上で合理的に判断する場合には、回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、当該回答期限については、本必要情報リストの日付から起算して60日を上限として設定するものとします。

大量買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報リストの一部に含まれるものとしますが、本必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家の助言を得た上で、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大量買付者が本必要情報リストに記載された項目に関する情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大量買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

(i)大量買付者の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ii)大量買付行為の目的（買付意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大量買付行為の対価の種類及び金額、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における議決権割合、大量買付行為の方法の適法性を含みます。）

(iii)大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(iv)大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）

(v)大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容及び当該第三者の概要

(vi)大量買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容

(vii)大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii)大量買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策の概要

(ix)大量買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会及びその他の当社に係る利害関係者への対応方針

(x)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大量買付者から買付意向表明書を受領した旨、及び大量買付者に本必要情報リストを送付した旨について速やかに開示し、また、大量買付者から提供された情報（大量買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下「大量買付者提供情報」といいます。）のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報についても、適切と判断する時点で、当該情報の全部または一部を開示いたします。

また、当社は、大量買付者提供情報が本必要情報リストにおいて提供を求める情報（以下「大量買付情報」といいます。）として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断される場合には、速やかに、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

<sup>7</sup>営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

#### ④取締役会における評価期間

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家の助言を得た上で、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i)現金(円貨)のみを対価とする当社株式等のすべてを対象とする公開買付けの場合には、情報提供完了通知の日付から60日間、または(ii)その他の大量買付行為の場合には、情報提供完了通知の日付から90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者提供情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の評価・検討等を行うものとします。当社取締役会は、かかる評価・検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆さまに開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆さまに代替案を提示することもあります。

大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑤対抗措置の発動の要件

(i)大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

(ア)特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、当該大量買付行為に対して、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。

なお、大量買付者が大量買付ルールに従っているか否かを判断するにあたっては、大量買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大量買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大量買付情報の一部が大量買付者から提供されないことのみをもって、当該大量買付者が大量買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、速やかに特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆さまのご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の招集を要しないものとします。

(イ)株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a)特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、または、(b)大量買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆さまのご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆さまのご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、（上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。

(ii)大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆さまへの説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じるか否かは、当社の株主の皆さまにおいて、当該大量買付行為に関する大量買付者提供情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められ、当社取締役会として、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断した場合には、当社取締役会は、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。具体的には、以下(a)から(e)の場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められるものであるとみなします。

(a)真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合

(b)当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等を大量買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っている場合

(c)当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っている場合

(d)当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高価売り抜けをする目的で当社株式等の取得を行っている場合

(e)強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の売買を行うことをいいます。）等、株主に当社株式等の売却を事実上強要するおそれがある買付けの場合

#### ⑥株主意思確認総会

上記⑤のとおり、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。その際、当社取締役会は、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、当該株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとし、また、その結果を開示いたします。

なお、大量買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、当該株主意思確認総会の終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

### (2)対抗措置の具体的内容

本プランにおける当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての他、会社法その他の法令及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

### (3)対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合であっても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を踏まえた結果、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示いたします。

#### (4)本プランの有効期限、廃止及び変更

本プランの有効期限は、第63回定時株主総会の終結時より、2027年6月開催予定の当社第66回定時株主総会の終結時までです。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制・裁判例の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更等の軽微な変更を除きます。）及び変更の内容について、適切に開示いたします。

#### (5)株主及び投資家の皆さまへの影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われなため、株主の皆さまの保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆さまが保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆さまの保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、本権利落ち日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回することはありません。本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆さまの保有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### 4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、自己資本利益率（ROE）の維持・向上を図り、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させるという目的をもって、2024年6月21日開催の第63回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認の下、更新されたものです。

本プランには、有効期限を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。更に、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくものとします。

したがって、本プランの導入及び廃止ならびに対抗措置の発動には、株主の皆さまのご意思が十分反映される仕組みとなっております。

当社は、本プランにおいて、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、また、その他本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。これにより、当社取締役会による恣意的な本プランの運用または対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

当社取締役会は、以上の理由により、本プランは基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 共同協調行為等認定基準

※ 本基準は、本プランで定義される大量買付者を含む「特定株主グループ」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大量買付者」の認定の前提となる「大量買付行為」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。

※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目のうち、原則として、下記(1)に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、特定株主グループとの間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

- (1) 当社株券等を取得している時期が、特定株主グループによる当社株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
- (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
- (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、特定株主グループによる当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定株主グループによる当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定株主グループの行動に関連するイベントと近接しているか。
- (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、特定株主グループによる当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか。）の特徴との間に共通性がみられるか。
- (5) 特定株主グループが株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定株主グループのそれと重なり合っているか。
- (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社（当該特定株主グループとともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が当該特定株主グ

ループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。

(7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び特定株主グループ（ならびに当該認定対象者以外の者で当該特定株主グループと同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か。

(8) 特定株主グループとの間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。

(9) 特定株主グループとの間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。

(10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が特定株主グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この(10)を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付行為」と認定してはならないものとする。）。

(11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が特定株主グループのそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この(11)を唯一の根拠として「特定株主グループ」または「大規模買付行為」と認定してはならないものとする。）。

(12) その代理人やアドバイザーが、特定株主グループのそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同ないし連携して遂行したことがある、及び／または親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定株主グループとの間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）。

(13) その他、特定株主グループとの間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
<b>流動資産</b>	<b>40,578</b>
現金及び預金	23,817
受取手形及び売掛金	8,967
製品	952
仕掛品	641
原材料及び貯蔵品	3,295
未収消費税等	1,294
未収還付法人税等	482
その他	1,140
貸倒引当金	△14
<b>固定資産</b>	<b>30,469</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>25,084</b>
建物及び構築物	4,047
機械装置及び運搬具	2,381
工具、器具及び備品	1,317
土地	6,892
使用権資産	1,192
建設仮勘定	9,252
<b>無形固定資産</b>	<b>2,394</b>
ソフトウェア	276
ソフトウェア仮勘定	2,104
その他	13
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,990</b>
投資有価証券	1,092
退職給付に係る資産	478
繰延税金資産	985
その他	521
貸倒引当金	△85
<b>資産合計</b>	<b>71,047</b>

科目	金額
(負債の部)	
<b>流動負債</b>	<b>6,689</b>
買掛金	1,988
リース債務	238
未払金	1,246
未払費用	687
未払法人税等	1,017
契約負債	152
賞与引当金	932
転貸損失引当金	7
役員賞与引当金	95
その他	322
<b>固定負債</b>	<b>1,785</b>
リース債務	1,023
退職給付に係る負債	137
繰延税金負債	448
その他	175
<b>負債合計</b>	<b>8,475</b>
(純資産の部)	
<b>株主資本</b>	<b>54,568</b>
資本金	8,080
資本剰余金	2,022
利益剰余金	46,991
自己株式	△2,526
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>7,799</b>
その他有価証券評価差額金	647
為替換算調整勘定	7,152
<b>新株予約権</b>	<b>53</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>150</b>
<b>純資産合計</b>	<b>62,571</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>71,047</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
売上	高価	42,540
売上	原価	23,185
販売費	総利益	19,355
営業外	一般管理費	13,190
営業外	利益	6,164
受取	利息	195
受取	配当	24
為替	差益	167
固定	貸付	1
売却	売却	77
その他	他	86
営業外	費用	553
支棚	利息	69
支棚	評価	83
支棚	償	33
その他	他	48
経常	利益	235
特別	利益	6,482
固定	売却	29
投資	証券	1
新株	戻入	1
特別	損失	32
固定	売却	4
事業	構築費	187
税金	調整	191
等調整	前当期純利益	6,323
法人税、住民税及び事業税	税額	1,482
法人税	調整	△444
当期純利益	利益	5,285
非支配株主に帰属する当期純利益	利益	52
親会社株主に帰属する当期純利益	利益	5,233

# 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日残高	8,080	2,042	42,510	△3,233	49,399
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△752		△752
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,233		5,233
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		92		684	776
譲渡制限付株式報酬		4		24	29
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△117			△117
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△20	4,480	707	5,168
2026年3月31日残高	8,080	2,022	46,991	△2,526	54,568

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2025年4月1日残高	410	5,460	5,870	179	766	56,216
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△752
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,233
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						776
譲渡制限付株式報酬						29
連結子会社株式の取得による 持分の増減						△117
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	237	1,691	1,928	△125	△616	1,186
連結会計年度中の変動額合計	237	1,691	1,928	△125	△616	6,355
2026年3月31日残高	647	7,152	7,799	53	150	62,571

## 連結注記表

### 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1)連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………22社  
主要な連結子会社の名称……………QMS株式会社  
ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.  
ENPLAS AMERICA, INC.  
ENPLAS (U.S.A.), INC.

#### (2)持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称  
Integrated Nano-Technologies, Inc.

持分法を適用しない理由……………事業活動を停止し休眠状態となっており、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3)会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 市場価格のない株式等

以外のもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 製品・仕掛品・原材料

成形品……………当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は主として総平均法による低価法

金型……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料……………当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）  
在外連結子会社は主として移動平均法による低価法

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	3年～15年
工具、器具及び備品	2年～8年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

## ③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………当社及び一部の連結子会社は役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

転貸損失引当金……………転貸借契約の残存期間に発生する損失に備えるため、支払義務のある賃料等総額から転貸による見込賃料収入総額を控除した金額を計上しております。

## ④収益及び費用の計上基準

当社グループはSemiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業、Energy Saving Solution事業の各製品の製造・販売を行っております。

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の販売については製品の引渡時または検収時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時または検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおむね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## ⑤重要な外貨建資産及び負債の換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。ただし、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。また、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

## ⑥重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替予約取引は振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段	為替予約取引
ヘッジ対象……………ヘッジ対象	外貨建売掛金 外貨建未収入金 外貨建買掛金

ヘッジ方針……………為替予約取引

将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法……………為替予約取引

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

## ⑦退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## ⑧グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## 2.未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

### 3.表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「ソフトウェア仮勘定」は522百万円であります。

### 4.会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成にあたり、経営者は判断及び見積りを利用しております。

経営者による判断ならびに将来に関する仮定及び見積りの不確実性は、連結計算書類の報告日の資産、負債の金額及び偶発資産、偶発負債の開示、ならびに収益及び費用として報告した金額に影響を与えております。

なお、将来における実績値に基づく結果が、これらの見積り及び仮定と異なる可能性があります。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下のとおりであります。

固定資産の評価

連結貸借対照表に計上した、Digital Communication事業に係る有形・無形固定資産の金額

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額
有形固定資産	772
無形固定資産	13
計	786

Digital Communication事業の有形・無形固定資産のうち、会計上の見積りの対象となる金額を記載しております。

固定資産の減損に係る評価について当社グループでは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位ごとに資産のグルーピングを行っております。減損の兆候のある資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上することとしております。

上記固定資産には大規模データセンター分野における既存製品の大幅減少や新規製品の立ち上げ遅れにより営業損益がマイナスの状況となっている資産が含まれております。当該固定資産は有形固定資産663百万円、無形固定資産13百万円であります。

Digital Communication事業においては、市場成長予測の鈍化やそれに伴う受注低迷などの外部環境要因の他に、新製品の量産立ち上げ計画の進捗などの内部的要因により設備の稼働状況は影響を受け、稼働状況が十分でないことが見込まれる場合には減損の兆候を認識する場合があります。

### 5.連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

31,275百万円

## 6.連結損益計算書に関する注記

### 事業再構築費用

当連結会計年度における特別退職金187百万円を特別損失に計上しております。

## 7.連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,732,897株	一株	一株	9,732,897株

### (2)自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	897,833株	152株	196,800株	701,185株

(注)普通株式の自己株式の増加152株は、単元未満株式の買取による増加152株であります。また、普通株式の自己株式の減少196,800株は、ストックオプションの行使による減少189,900株、譲渡制限付株式の付与による減少6,900株であります。

### (3)剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月30日 取締役会	普通株式	353百万円	40円00銭	2025年3月31日	2025年6月5日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	399百万円	45円00銭	2025年9月30日	2025年12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	406百万円	45円00銭	2026年3月31日	2026年6月5日

## 8.金融商品に関する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を含めた資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。また、デリバティブについては後述のリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日になります。また、その一部については外貨建であるため為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③金融商品のリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、営業管理部門により当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について年1回以上確認を行う体制としております。また、外貨建の営業債権債務について、当社及び一部の連結子会社は為替の変動リスクに対して、当社グループの規定に基づき、先物為替予約によるヘッジを行っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に保有状況の妥当性について確認を行っております。

デリバティブ取引については、当社グループの規定に基づき行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを避けるために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注2）をご参照下さい。）また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	1,082	1,082	—
デリバティブ取引	—	—	—
リース債務	1,262	983	△278

(注1) 投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

投資有価証券の当連結会計年度中の売却額は1百万円であり、売却益の合計額は1百万円であります。

なお、投資有価証券に関する取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	243	1,082	838
合 計		243	1,082	838

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されるもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引売建 米ドル	売掛金	319千米ドル	※
	為替予約取引買建 日本円	買掛金	400百万円	※

※為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10

(注3) リース債務は「リース債務(流動負債)」と「リース債務(固定負債)」の合計額であります。

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券	1,082	—	—	1,082

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位:百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
リース債務	—	983	—	983

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引」をご参照下さい。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9.収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	Semiconductor 事業	Life Science 事業	Digital Communication 事業	Energy Saving Solution 事業	計
各種ICテスト用ソケット、バーンインソケット	23,603	—	—	—	23,603
ライフサイエンス関連製品	—	3,083	—	—	3,083
光通信デバイス	—	—	914	—	914
LED用拡散レンズ	—	—	737	—	737
自動車機器、OA、計器、住宅機器	—	—	—	14,201	14,201
顧客との契約から生じる収益	23,603	3,083	1,652	14,201	42,540
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	23,603	3,083	1,652	14,201	42,540

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載は省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

### 10.1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 6,905円42銭

(2)1株当たり当期純利益 587円90銭

### 11.重要な後発事象

該当事項はありません。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社エンプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村	広樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川	譲二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンプラスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
<b>流動資産</b>	<b>13,138</b>
現金及び預金	8,859
受取手形	120
売掛金	1,243
製品	212
仕掛品	298
材料及び貯蔵品	294
短期貸付金	267
前払費用	136
未収入金	1,681
その他	24
<b>固定資産</b>	<b>33,009</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>18,020</b>
建物	2,134
構築物	10
機械及び装置	497
車輻運搬具	3
工具、器具及び備品	263
土地	6,330
リース資産	2
建設仮勘定	8,778
<b>無形固定資産</b>	<b>2,318</b>
ソフトウェア	201
ソフトウェア仮勘定	2,103
その他	13
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,669</b>
投資有価証券	1,092
関係会社株式	10,445
関係会社出資金	262
長期貸付金	208
前払年費用	478
その他	182
<b>資産合計</b>	<b>46,147</b>

科目	金額
(負債の部)	
<b>流動負債</b>	<b>2,074</b>
買掛金	370
未払金	887
未払費用	170
未払法人税等	31
契約負債	11
預り金	48
賞与引当金	350
役員賞与引当金	86
その他	117
<b>固定負債</b>	<b>360</b>
繰延税金負債	245
その他	115
<b>負債合計</b>	<b>2,435</b>
(純資産の部)	
<b>株主資本</b>	<b>43,011</b>
資本金	8,080
資本剰余金	2,161
資本準備金	2,020
その他資本剰余金	141
<b>利益剰余金</b>	<b>35,295</b>
その他利益剰余金	35,295
繰越利益剰余金	35,295
<b>自己株式</b>	<b>△2,526</b>
評価・換算差額等	647
その他有価証券評価差額金	647
<b>新株予約権</b>	<b>53</b>
<b>純資産合計</b>	<b>43,712</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>46,147</b>

# 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	6,495
売上原価	4,212
売上総利益	2,282
販売費及び一般管理費	5,994
営業損失	3,711
営業外収益	
受取利息	46
受取配当金	4,199
為替差益	156
固定資産賃貸料	58
技術指導料	2,385
経営指導料	588
雑収入	116
営業外費用	
固定資産賃貸費用	31
その他	2
経常利益	3,807
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	1
新株予約権戻入益	1
特別損失	
固定資産売却損	0
税引前当期純利益	3,811
法人税、住民税及び事業税	222
法人税等調整額	274
当期純利益	3,314

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

計算書類

監査報告

# 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株 資 合	主 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								
		資 準 備 金	そ の 他 本 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計	益 剰 余 金 計						
2025年4月1日残高	8,080	2,020	44	2,064	32,733	32,733					△3,233	39,644	
事業年度中の変動額													
剰余金の配当						△752	△752					△752	
当期純利益						3,314	3,314					3,314	
自己株式の取得											△1	△1	
自己株式の処分				92	92						684	776	
譲渡制限付株式報酬				4	4						24	29	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）													
事業年度中の変動額合計	-	-		97	97	2,561	2,561				707	3,366	
2026年3月31日残高	8,080	2,020	141	2,161	35,295	35,295					△2,526	43,011	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
2025年4月1日残高	410	410	179	40,234
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△752
当期純利益				3,314
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				776
譲渡制限付株式報酬				29
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	237	237	△125	111
事業年度中の変動額合計	237	237	△125	3,478
2026年3月31日残高	647	647	53	43,712

## 個別注記表

### 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品・仕掛品

成形品……………総平均法による原価法

金型……………個別法による原価法

原材料及び貯蔵品

樹脂材料……………移動平均法による原価法

その他……………移動平均法による原価法

貯蔵品……………移動平均法による原価法

#### (3)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～50年

機械及び装置 3年～12年

工具、器具及び備品 2年～8年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)

#### (4)引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)収益及び費用の計上基準

当社はSemiconductor事業、Life Science事業、Digital Communication事業、Energy Saving Solution事業の各製品の製造・販売を行っております。

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、製品の販売については製品の引渡時または検収時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時または検収時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してからおおむね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。ただし、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(7)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替予約取引は振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段	為替予約取引
ヘッジ対象	外貨建売掛金
	外貨建未収入金
	外貨建買掛金

ヘッジ方針……………為替予約取引  
将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法……………為替予約取引  
為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(8)グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## 2.表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「ソフトウェア仮勘定」は522百万円であります。

### 3.会計上の見積りに関する注記

固定資産の評価

貸借対照表に計上した、Digital Communication事業に係る有形・無形固定資産の金額 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額
有形固定資産	663
無形固定資産	13
計	676

Digital Communication事業の有形・無形固定資産のうち、会計上の見積りの対象となる金額を記載しております。

上記以外は「連結計算書類 連結注記表 4.会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

### 4.貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 11,167百万円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,458百万円
長期金銭債権	208百万円
短期金銭債務	176百万円

### 5.損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,025百万円
仕入高	608百万円
販売費及び一般管理費	1,240百万円
営業取引以外の取引高	7,333百万円

### 6.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式 701,185株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	非適格現物出資に伴う時価評価差額	282百万円
	繰越欠損金	2百万円
	賞与引当金	109百万円
	未収入金	33百万円
	棚卸資産評価損	30百万円
	研究金型仕掛原価	114百万円
	未払固定資産税	7百万円
	未払事業税	8百万円
	固定資産減損損失	20百万円
	投資有価証券評価損	368百万円
	投資有価証券	5百万円
	繰越外国税額控除	38百万円
	減価償却超過額	158百万円
	その他	109百万円
	繰延税金資産小計	<u>1,287百万円</u>
	評価性引当額	<u>△1,180百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>107百万円</u>	
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△191百万円
	未収還付事業税	△11百万円
	その他	<u>△150百万円</u>
	繰延税金負債合計	<u>△352百万円</u>
	繰延税金資産純額	<u>△245百万円</u>

## 8.退職給付に関する注記

### (1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けておりましたが、2018年4月1日付で退職一時金制度の大部分を確定拠出年金制度へ移行しております。また、当社は既退職の年金受給者を対象とした確定給付年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付債務及び退職給付費用を計算しております。

### (2)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務及び年金資産の期首残高(純額)	△474百万円
退職給付費用	△3百万円
退職給付の支払額	－百万円
退職給付債務及び年金資産期末残高(純額)	△478百万円

### (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15百万円
年金資産	△493百万円
未積立退職給付債務	△478百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△478百万円
退職給付引当金	－百万円
前払年金費用	△478百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△478百万円

### (4)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	△3百万円
----------------	-------

### (5)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、129百万円であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	椎名 聡	当社取締役	(被所有) 直接0.0%	当社取締役	ストックオプションの権利行使	10	—	—
役員	沓沢 茂雄	当社取締役	(被所有) 直接0.1%	当社取締役	ストックオプションの権利行使	10	—	—
役員	杉淵 幹太	当社執行役員	(被所有) 直接0.1%	当社執行役員	ストックオプションの権利行使	16	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

2022年6月27日開催の当社株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 または氏名	事業の内容 または職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE., LTD.	Semiconductor 事業の製造・販売、 情報収集及びマーケティング	(所有) 直接100%	役員の兼任 当社製品の販売	技術指導料	1,843	未収入金	462
					受取配当金	1,886	—	—
子会社	ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION	Semiconductor 事業製品の販売 ならびに情報収集 及びマーケティング	(所有) 直接95%	当社製品の 販売	受取配当金	829	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 受取配当金は、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。
2. 技術指導料は、各社の売上額を基礎とした一定の基準に基づき決定しております。

## 10.収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 11.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,833円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	372円31銭

## 12.重要な後発事象

該当事項はありません。

# 監査報告

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社エンプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村	広樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古川	譲二

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンプラスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2026年5月29日

株式会社エンプラス 監査等委員会

監査等委員 井植 敏雅 (印)

監査等委員 久田 眞佐男 (印)

監査等委員 天羽 稔 (印)

監査等委員 沓沢 茂雄 (印)

(注) 監査等委員井植敏雅、久田眞佐男及び天羽稔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 第65回定時株主総会会場 ご案内図

**会場** THE MARK GRAND HOTEL 3階 SAKURAホール

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2  
電話 (048) 601-1111 (代)

**交通** JR宇都宮線・高崎線、JR京浜東北線 さいたま新都心駅 下車 徒歩約10分  
JR埼京線 北与野駅 下車 徒歩約15分

